

川崎都市計画生産緑地地区の変更（川崎市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備考
約 275.9 ha	<p>幸区小倉 1 丁目地内において、箇所番号 6 を廃止する。</p> <p>中原区井田中ノ町地内において、箇所番号 8 を廃止する。</p> <p>中原区井田三舞町地内において、箇所番号 30 を廃止する。</p> <p>中原区下小田中 3 丁目地内において、箇所番号 95 を廃止する。</p> <p>中原区井田杉山町地内において、箇所番号 152 を廃止する。</p> <p>高津区子母口地内において、箇所番号 313 を廃止する。</p> <p>高津区久地 4 丁目地内において、箇所番号 366 を廃止する。</p> <p>宮前区菅生 1 丁目地内において、箇所番号 201 を廃止する。</p> <p>宮前区平 2 丁目地内において、箇所番号 251 を廃止する。</p> <p>宮前区平 4 丁目地内において、箇所番号 261 を廃止する。</p> <p>宮前区野川地内において、箇所番号 673 を廃止する。</p> <p>宮前区初山 1 丁目地内において、箇所番号 772 を廃止する。</p> <p>宮前区野川地内において、箇所番号 780 を廃止する。</p> <p>多摩区菅馬場 1 丁目地内において、箇所番号 166 を廃止する。</p> <p>多摩区長尾 4 丁目地内において、箇所番号 219 を廃止する。</p> <p>麻生区岡上地内において、箇所番号 31 を廃止する。</p> <p>麻生区下麻生 1 丁目地内において、箇所番号 207 を廃止する。</p> <p>麻生区下麻生 1 丁目地内において、箇所番号 210 を廃止する。</p> <p>麻生区千代ヶ丘 9 丁目地内において、箇所番号 271 を廃止する。</p> <p>麻生区東百合丘 1 丁目地内において、箇所番号 274 を廃止する。</p> <p>麻生区東百合丘 1 丁目地内において、箇所番号 275 を廃止する。</p> <p>麻生区東百合丘 4 丁目地内において、箇所番号 293 を廃止する。</p> <p>麻生区千代ヶ丘 8 丁目地内において、箇所番号 362 を廃止する。</p> <p>麻生区古沢地内において、箇所番号 441 を廃止する。</p> <p>幸区南加瀬 2 丁目地内において、箇所番号 10 を縮小する。</p> <p>中原区下小田中 5 丁目地内において、箇所番号 116 を縮小する。</p> <p>宮前区有馬 7 丁目地内において、箇所番号 63 を縮小する。</p> <p>宮前区有馬 7 丁目地内において、箇所番号 64 を縮小する。</p> <p>宮前区有馬 7 丁目地内において、箇所番号 73 を縮小する。</p> <p>宮前区菅生 4 丁目地内において、箇所番号 220 を縮小する。</p> <p>宮前区馬絹 1 丁目地内において、箇所番号 581 を縮小する。</p> <p>多摩区生田 8 丁目地内において、箇所番号 29 を縮小する。</p> <p>多摩区生田 8 丁目地内において、箇所番号 39 を縮小する。</p> <p>多摩区菅仙谷 2 丁目地内において、箇所番号 147 を縮小する。</p> <p>多摩区堰 3 丁目地内において、箇所番号 210 を縮小する。</p> <p>麻生区東百合丘 2 丁目地内において、箇所番号 284 を縮小する。</p>

面積	備考
約 275.9 ha	<p>麻生区東百合丘2丁目地内において、箇所番号285を縮小する。  麻生区向原1丁目地内において、箇所番号323を縮小する。  多摩区菅稲田堤3丁目地内において、箇所番号471を拡大及び縮小する。  高津区諏訪3丁目地内において、箇所番号127を拡大する。  宮前区菅生6丁目地内において、箇所番号230を拡大する。  宮前区野川地内において、箇所番号417を拡大する。  多摩区宿河原6丁目地内において、箇所番号80を拡大する。  麻生区東百合丘3丁目地内において、箇所番号292を拡大する。</p>
	合計箇所数 1,759

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理 由 書

生産緑地地区の指定は、平成20年3月に改定された本市の「緑の基本計画」において、農地の保全と活用として基本施策の一つに位置付けられており、本市の都市計画マスタープランにおいては、良好な都市環境の形成に資する市街化区域内の一団の優良な農地は、生産緑地地区への指定を推進し、長期的な保全を図るとともに、緑地・環境、福祉・教育、レクリエーション、防災などの多面的な機能を評価・活用した様々な施策を継続して推進し、多様な主体との連携による農地の活用を図ることとしております。

本市では、農林漁業と調和した良好な都市環境を形成する目的で、市街化区域内において適正に管理されている農地を、計画的かつ永続的に保全するため、生産緑地地区として指定していますが、より一層の都市化が進むなかで、都市内農地を良好な緑地機能及び防災用空地としても重視し、本案のとおり生産緑地地区の区域の拡大をするものです。

また、主たる農業従事者が死亡又は故障により農業に従事できなくなり、市への買取り申し出及び他の農業従事者への斡旋が、共に不調であったため、行為制限が解除されたものや、特別養護老人ホームや道路などの公共施設の用に供されたもの等について、本案のとおり廃止及び区域の縮小をしようとするものです。